

第三百二十四回国会
衆議院

災害対策特別委員会 議 録 第 五 号

平成七年十一月七日(火曜日)
午後六時九分開議

出席委員

委員長 左近 正男君

理事 稲葉 大和君

理事 住 博司君

理事 小池百合子君

理事 濱田 健一君

安倍 晋三君

荒井 広幸君

小野 晋也君

栗原 裕康君

佐藤 剛男君

額賀福志郎君

宮路 和明君

横内 正明君

長内 順一君

佐藤 茂樹君

白沢 三郎君

西 博義君

増田 敏男君

今村 修君

三野 優美君

穀田 恵二君

出席国務大臣

内閣総理大臣 村山 富市君

国務大臣 池端 清一君

(国土庁長官)

出席政府委員

阪神・淡路復興
対策本部事務局
次長 角地 徳久君

国土庁防災局長 村瀬 興一君

厚生省社会・援
護局長 佐々木典夫君

委員外の出席者

議 員 高木 義明君

議 員 小坂 憲次君

議 員 増田 敏男君

衆議院法制局第
四部長 横田 猛雄君

特別委員会第三
調査室長 金山 博泰君

委員の異動

十一月七日

補欠選任

荒井 広幸君

小此木八郎君

松下 忠洋君

金子徳之介君

畑 英次郎君

宮本 一三君

前島 秀行君

同日

補欠選任

衛藤 晟一君

小野 晋也君

栗原 裕康君

佐藤 茂樹君

坂本 剛二君

金子徳之介君

畑 英次郎君

前島 秀行君

西 博義君

沢藤礼次郎君

十一月七日

水害対策に関する請願(桜井新君紹介)(第五七
二号)

阪神大震災の被災者の生活・雇用の保障、抜本
的防災対策に関する請願(穀田恵二君紹介)(第
九九七号)

は本委員会に付託された。

十一月二日

雲仙岳の噴火に対する災害対策に関する陳情書
(福岡市博多区東公園七の七福岡県議会内横田
進太(第二五四号))

地震対策への取り組みの強化に関する陳情書
(福岡市博多区東公園七の七福岡県議会内横田
進太(第二五四号))

は本委員会に参考送付された。

本日(第二五四号)

本日の会議に付した案件

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法
の一部を改正する法律案(内閣提出第二五五号)

災害対策基本法の一部を改正する法律案(加藤
六月君外二十九名提出、衆法第三号)

○左近委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、災害対策基本法及び大規模地震対策
特別措置法の一部を改正する法律案及び加藤六月
君外二十九名提出、災害対策基本法の一部を改正
する法律案の両案を一括して議題といたします。

これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。七条明君。

○七条委員 先ほど宗教法人法の改正の問題で特
別委員会が終わったところであります。総理、御
苦勞さまでございます。引き続きよろしく願い
をいたします。時間が限られておりますから、簡
明瞭にお願いをしておきたいわけでありま

まず、今回提出されました災害対策基本法の一
部改正案あるいは新進党からも一部改正案が出て
おりますけれども、一括をしようということござ

いますから、私からまず総理にお聞かせをいた
したいのは、今回こうしてなぜ災害対策基本法を
改正しなければならぬか。これはやはり、阪神
大震災が起ったがゆえに、早くいろいろな体制の
整備をしておかなければならない、反省点もた
くさんあったということでございますから、そう
いう意味での大震災の教訓をもとにして政府案が
でき上がったのではないかと思っております。

そういったしますと、その意味で、総理大臣とし
てどんなところに配慮をしてリーダーシップを今
後とていこうとするのか、今後の対応をまずお
聞かせいただきたい。

○村山内閣総理大臣 遅くなったことをおわび申
し上げます。

今御指摘のございました阪神・淡路の大震災に
何を学んだか。私は、阪神・淡路大震災が起った
時点で、この地震、災害に遭った地域における
市の職員、県の職員あるいは消防署の職員、警察
の職員、そういう災害対策に当たる職員の皆さん
が大部分被災者であった、同時に情報連絡網が完
全に断れた、こういうことがやはり被害を大き
くした大きな原因ではないかということも考えら
れますので、そういう点も反省をし、何をしてお
いてもいち早くやはり正確な情報を官邸でつかむとい
うことが大事ではないかということを第一に考え
ました。

したがって、その情報がかつめるようにするた
めにはどうすればいいのかというようにすることにつ
いて、中央防災会議なり、あるいは防災問題懇談
会等も開いていただきまして、いろいろな意見も
お聞きしました。何をしておいてもまずやはり官邸に
関係省庁の担当者が全部集まる、そしてあらゆる
情報網を駆使して正確な情報を把握できるように
する。そのためには民間も含めた公共団体の協力
もいただくということをまず考えたわけですね。

そして、正確な情報を早期にどうしてつかんでいか。情報がつかめれば、それに對してどう対応するかという手も打てるわけですから、そのことが第一だ。

同時にこれは、今申し上げましたように、公共団体の職員なりあるいは消防署、警察、関係する皆さん方も被災者になり得るわけですから、したがっていろいろな広域的な協力も得る必要がある。あるいはまたボランティア等の活動についても、阪神・淡路大震災では相当評価されるような活動もされておりますから、そういう方々に対する協力もふだんからきちっと確立しておく必要があるというようなことをいろいろ学びましたので、そういう点も十分含んだ上で、防災問題懇談会の意見も聞いて、二月二十一日には閣議決定をいたしまして、総理大臣官邸への情報連絡体制の整備を行ったほか、各種災害対策の基本となる防災基本計画について、私が会長である中央防災会議において全面的な見直しを行ったところであります。同時に、災害応急対策等各種災害の内容をその類型別に具体的、実践的に記述をした新しい計画を策定をいたしました。

また、国、地方公共団体等による防災体制のあり方について、制度面の見直しも含めて検討するため私が設置をいたしました、先ほど申し上げました防災問題懇談会からの提言も得て、その内容に沿って今回の改正案をまとめたところでございます。

したがって、阪神・淡路大震災の教訓に学んで、なすべきことはあらゆる角度から検討して今回の改正案に盛り込んだつもりでございます。

○七条委員 今御答弁いただきましたけれども、今回ありました阪神大震災以降、官邸機能の強化をやれ、あるいは防災行政の見直しをやらなければならぬじゃないか。今総理もそういうふうにお答えになっておられましたけれども、特に自衛隊の問題、それから地方自治体と国との関係、あるいは地方自治体独自の問題、それから海外からの支援体制の問題、それから高齢者がどういう状

況であって、それらに対する高齢者対策の問題など、いわゆる初動体制の不備な点がいろいろな形で反省点として出てきたような気が私はいたします。

その際、私が特に聞きたいのは、初動体制の中でも、先ほど総理が言っておられました、初動の情報収集体制の強化について、これを重点的にやったと言っているのですけれども、実際にうまくできる機能になっておるのかどうか。特に、年度の政府案の中では、非常災害対策本部あるいは緊急災害対策本部というふうな形で、初動のいわゆる情報いかによつたら本部の設置の仕方が違ってくるような形になってくるということもありますから、特に初動の情報収集体制がうまくやれるのかなというのが一番基本になるのです。ここはどうでしょう。

○池端国務大臣 ただいま総理からもお話がありましたように、阪神・淡路大震災の教訓に学んで、二月二十一日の閣議におきましては、大規模災害発生時の第一次情報収集体制の強化と内閣総理大臣等への情報連絡体制の整備に関する当面の措置について決定をいたしましたところでございます。

ここでは、総理からもお話がありましたように、航空機、船舶等を活用して情報収集活動を効果的かつ迅速に推進をする、あるいはまた内閣情報調査室を情報伝達の窓口とする、さらには民間公共機関からの情報収集に努める、所要の機器の整備を行う、緊急に官邸に参集する要員についても決定をする等々の措置を講じてまいりました。その後、防災基本計画の全面的、抜本的な見直しをいたしました。さらにまた、防災問題懇談会の御提言を受けて今次改正案の提出、こういうふうになったのでございます。

我々はいろいろな教訓、反省に学んで、その後起きました奄美北部の地震対応につきましても、あるいは伊豆半島沖の地震につきましても、国土庁としても全面的にこの応急、緊急体制に備えるような体制の整備を図り、活動を進めてきておる

ところでございます。どうぞその点御理解をいただきたいと思ひます。

○七条委員 今大臣からも答弁いただきましたが、初動の情報収集体制が一番大事だということはお聞き間違いがありません。私の方から申し上げておくと、この情報収集作業の体制がとれているかどうかということと同時に、それが法律上で位置づけられておるかということの一番必要になってくるわけであります。この点、実は新進党案とちよつと比べさせていただきますと、政府案の方がよりよかつたかな、全体のバランスも政府案がよかつたかな、こう思っておりますが、後ほど修正もする意気込みがあらうということとを察しておりますから、その辺でございます。

総理、もう一度お聞かせいただきたいのは、緊急災害対策本部が設置されまると、総理自身がその本部長になられますね。ですから、本部長になられたときの権限とか、あるいは指揮権や総合調整など、本部長として行かれる場合の総理のいわゆる見解としてはどうでございますか。

○村山内閣総理大臣 現行法は、緊急災害対策本部は総理大臣でございども、部員は関係省庁の局長がなつておつたわけですね。

それで、今度の阪神・淡路大震災の際には、現行の災害対策基本法によりますと、布告をして、そして物価統制等を行うということになっているわけですね。しかし、状況を見た場合に、そういう布告をして物価統制などを行う必要はないと私は判断しました。同時に、より強化をするためには、総理大臣が本部長になるわけですから、その部員は全閣僚を充てる、そして内閣一体となつて取り組む、そして、現地には現地対策本部を設置をして、そして県やら市町村と連携をとりながら、地元の要請にも十分こたえて、緊密な連携をとつて対応できるようにする、こういう仕組みをとつてきたわけですね。緊急対策本部というのは、そういう意味で、基本法にはございせんけれども、臨時的にその方がいいという判断を持ってやつてきたのです。

そういう経験に照らしてみても、私はこれからも災害対策については、緊急対策本部を設置する場合には、布告をして物価統制などをする必要がないような場合でも、そういう対応をした方がより効果的に、機敏に対応できるのではないかとこのように考えますので、そういうふうな改正をしていただくように今度の改正案の中には盛り込んで、御審議をいただいておりますという状況でございますから、御理解を賜りたいと思ひます。

○七条委員 時間が来たようでございますから、もうこれで質問を終わらせていただきたいわけでありまして、阪神大震災を教訓として、この機会にいわゆる防災行政を見直すと同時に、この新しくできました政府案が中心となつて、そして新しい体制で日本の防災のなめとなつていくようお願いをし、当法案が一日も早く成立することを願ひまして、質問を終わらせていただきます。

○左近委員長 七条明君の質疑は終了しました。赤羽一嘉君。

○赤羽委員 新進党の赤羽一嘉でございます。今回の災害対策基本法改正作業は、約四十年ぶりの大作業でございます。今回、阪神・淡路大震災で全く役に立たずに、そして結果として六千名の人命のとうとい命を落としてしまったこの事実に対して、率直に深い反省をし、そして教訓を学びとつて、与野党を超えて次なる、起こらなければいけないけれども、起こるかもしれない大災害に有用な法律を我々国会議員の責任でつくらなければいけないという思いで、我々新進党はこの夏をこの作業に使つて頑張つてまいりました。

きょうは、本当に大詰めの質問でございます。十五分間でございますが、率直に総理の御答弁をお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

今回いろいろところで、また前回この委員会で大臣の答弁にもありました、今回の震災をこのまで大きな大災害としてしまった致命的な初動、初期動作のおくれということが言われておりま

す。実際、今回、一月十七日、地震発生の情報入手から四時間以上たつてようやく閣議決定をされ、そして、その上で非常災害対策本部が設置されたわけでございます。同時に、兵庫県県庁に災害実態の情報が集まらずに、そして、自衛隊出動要請のその要請権者が知事であるという法律から、自衛隊が十時過ぎまで出動されなかった。こういった事実からも、大臣の御答弁にもありましたが、初期動作のおくれというのは、本当に今回の大災害の一番の大きな原因であったというふうに思っております。

ですから、我々新進党案、新進党のこの委員のメンバーで、ここに一番反省をし、応急体制をとれるような、そういう災害対策の基本法の内容にしていかなければいけないということで我々の法案を提出させていただきましたが、政府案では、残念ながら相違ならず、例えばこの非常災害対策本部の設置には閣議決定を要するとされております。そして、市町村には自衛隊の出動要請権は認めないというふうになされているわけです。これは本当に、今回の率直な反省というのが、口では反省している反省していると言われているが、実際の法案にどのような形でその反省の形が出ているのかと率直に首をかしげるを得ないのでございます。

先ほど七条委員の質問にありましたが、緊急災害対策本部の設置基準について、私は実は今回の政府案を見てみますと、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に初めて設置されるという極めてあいまいな基準を設定し、実際これでは、事実上は設置が極めて困難であるというふうに私は思っております。

また、幾つかの答弁の中で、総理大臣の国会議場で答弁でもありましたが、例えば阪神・淡路大震災のような規模のものが発生した場合には緊急災害対策本部を設置するものというふうに答弁がございましたけれども、これも私が地元で体験したことからいえば、今回の阪神大震災がこれだけの規模であったという、この規模の把握です

ね、災害規模の把握には時間がかかったはずなんです。ですから、その把握をするまで設置ができないじゃないか。そういう意味では、機動性というか応急体制に沿う内容になっていないと私は言わざるを得ないと思うわけでございます。

ですから、このような政府案を通すのであれば、何を今回の阪神・淡路大震災で反省し、何を教訓としたのか全く不明であり、このままでは私は地元に戻って説明ができないという心境でございます。

総理、余り演説していても時間がございませんで質問させていただきますが、失礼ながら、予算委員会とか本会議の総理の答弁の議事録を繰り返し読ませていただきました。しかし、その中で今回の震災につき、実際どんな点を反省されたのか、「反省すべき点は反省し」というくだりはございましてけれども、どんな点を反省されているのか全くはつきりしないわけでございます。そして、今回このような政府案がほんと出てくるに及んで、どうなっているのかというふうに思わざるを得ないのが率直な疑問です。

さうは時間も限られておりますので、一点だけ。まず、応急対策の推進というのが大事だと言っている中で、恐らく対策本部とならざるを得ないであろう今回の非常災害対策本部の設置要件に閣議決定が必要であるかどうかということを、総理の御見解を聞きたいと思っております。よろしく願います。

○村山内閣総理大臣 非常災害対策本部を設置するか緊急災害対策本部にするかというものは、その災害の状況によって判断をせざるを得ないと思うのです。これはケース・バイ・ケースがあると思いますから、それはやっぱり、だから初動の正確な情報を把握することが大事だ、緊急に把握することが大事だ、こういうふうに申し上げていくわけでありまして、これは、非常災害対策本部を設置するにしても緊急災害対策本部を設置するにしても、やっぱり内閣が全体として責任を持

てるようにするというためには、これは閣議決定といったって、何も関係全部集めて開く必要もない、持ち回りで連絡をとってやることもできるわけですから、緊急に対応できるように内閣が責任を持つということからすれば、私はそれが妥当であるというふうに考えています。

○赤羽委員 いや、総理、非常災害対策本部にするか緊急災害対策本部にするかということを開いたのではなくて、非常災害対策本部を開くにも閣議は必要だということ、まあ後半部分はお答えいただきましたが、しかし私は、新進党案は、大災害が起った、すぐ、それ非常災害対策本部を設置する、そしてその中で、これはもう手に負えない、総理大臣を本部長にして緊急災害対策本部を設置するのだ。これの方がもうどんな災害にも柔軟にかつ適切に対応できる内容になっているというふうに私は思うのでございます。そういうことを言いたかったわけでございます。

それで、済みません、十五分しかございませんで。今回、その非常災害対策本部の本部長の任命に、これは前回の委員会でもちょっと聞いたのですが、任命者が総理です。一月十七日に小澤国土庁長官を任命されました。そして、二十日に当時の小里北海道・沖縄開発庁長官を地震担当大臣に任命の上、本部長に任命されたと思っております。この辺の経緯というのはどういう理由があったのでしょうか、教えていただきたいと思っております。

○村山内閣総理大臣 それは、国土庁長官は国土庁長官としての業務があります。それから、小里国務大臣は北海道・沖縄開発庁長官をされておられたわけですね。したがって、その仕事のウェイトから見ると、私は、専任をしてこの阪神・淡路大震災に取り組んでいただく、専任大臣を置くということになれば、国土庁長官よりもその方がよかったのではないかと判断をしてやったのであって、これは私がいろいろな角度から検討して専任大臣に指名をした、それだけのことであります。

○赤羽委員 それで、これは同じ質問を、実は前回の質問のときに総理がいらしてやらなかったものですが、池端長官にお聞きしまして、かわりに答えていただいたのですが、なぜ専任の方を本部長に据える必要があったかといえ、そのときの答弁は、記憶によれば、十七日の当日はわからなかったと、災害の規模自体が。二十日のこの時点になって、これは、片手間と言っては失礼ですが、けれども、それなりに専任の人がならないと手に負えなくなったというふうな判断の上で、そのとき二十日の午後ですか、小里さんを任命されたという経緯があったというふうに聞きましたが、その辺の経緯はそれでよろしいのでしょうか。

○村山内閣総理大臣 十九日に私は現地に参りました。その被害の状況等をつぶさに見て、これはもう大変な被害だ、これは専任大臣を置いて、そして内閣を挙げて取り組む必要がある、こう判断をいたしましたから、帰って早速専任大臣を置くことにしたわけです。

○赤羽委員 これも余り深く議論できませんが、やはり、専任を置かなければいけないとするまでそれだけの日数がかかったということじゃないんですか。だからこそ、今度の政府案では緊急災害対策本部なんというのはいせん絵にかいたもちのような存在なんじゃないかなというふうに私は思うわけです。

ちょっと話を交えますけれども、今回、何だかんだ言いますが小里さんが一番現場の中で御苦労された大臣であると思っております。その小里さんが今回、ちょっとこれ委員長に就いて持ち込んだんですけれども、「震災大臣特命室」という本を書かれました。読まれましたか、総理。私もただけなかったもので、自分で買ってこの前読んだんです。

ここで小里さんが言われているのは、「阪神・淡路大震災を振り返って」という項目がありまして、一として「国の体制の強化」と書かれています。これは、総理を本部長とする対策本部の制度を創設して、縦割り行政の弊害を破壊して

総理のリーダシップで、平時じゃないんだから総理のリーダシップを発揮させなければいけないということがここに書かれてあるんです。そして「非常災害対策本部の体制強化」、スタッフの強化だ。これは、ここで言えば震災大臣特命室こそそういう機能だったんだということを言われているんです。これこそ、我々が今回提案している総合防災室、専門のスタッフを官邸に集めて、いついかなる災害にも対応できるような内容になつていないんじゃないかと思ひます。

また、首相官邸の主体性ということで重なりますけれども、一定の財政支出の決断をしやすくしなければいけない。この中で、個々に各担当省庁と財政当局とが調整するのは「迅速性を欠く恐れがある」というふうな小里さんは言われているんです。何か支出をしなればいけないといつたときに、一つ一つ大蔵と厚生省だ、大蔵と建設だという話し合いになったときになかなか機動的にできない、だから一定の財政を担保するべきだ。

そして、自衛隊の出動要請に対しても、「発災時において、都道府県だけでなく、市・町・村クラスの自治体にも自衛隊との連絡機能を持たせることを検討するべきである」というふうな書かれております。

これは質問ではございませんけれども、これを読んでいて本當に、我々新進党がつくった、本當に現場からの声がこういう形にあらわれているんじゃないかなというふうに思ひを強くいたしました。ですから、政府案として出されているわけでございますが、どうか現場の声を反映させてよりよい法案をつくっていただきたいというふうな心からお願ひするものでございます。

最後に、今回の八月の内閣改造人事で地震担当大臣のポストがなくなつたわけでございます。地元の反応は、これでも神戸復興、復旧は終わったとも言ふのかというような反応が強かつたわけなんですけれども、実際今、神戸を歩いてみますと、ほとんど事業ビルというのは再建されてお

りません。テナントが入る担保がない、それで十億近くの投資はできないということ、家はぼちぼち建ち始めましたが、事業ビルの再建はほとんどされておられません。また、例えばちょっと具体的に言いますが、マンションの再建問題ですね。これは千八百棟ぐらいですが、たしか記憶によると千八百のマンションがつぶれているわけですね。今まで再建の見通しが立っているのは実は一棟だけなんです。これに対して政府として本當に何か具体的な施策を出してくれるのかどうかということ、これを地元の被災地ではじつと見守っているような状況なんです。

二つ目は、仮設住宅に入られた方、仮設住宅は二年間という期限があるんですね。これについても、二年後はどうなるのかということが今一番の心配になっております。ここについても何らかの具体的な、細かいことは厚生委員会なんかで質問させていただきますので結構ですが、それについても、政府としても忘れてはいるのかいいのかわからないことですね。

三つ目は、地元の県から最近出されたと思ひますが、住宅地震災害共済保険制度の創設というこの問題。これについても県では相当期待をしているはずですが、この三つ目のことについても政府はどう考えているのか。そんなことは無理だと考へてはいるのか、これから検討すると考へてはいるのか、今まじめに具体的な話としてなつていくというふうなされているのか。

特に神戸の復興はまだこれからだと実感している自分自身の立場から、何とかこの三点について、政府として現状を報告していただき、神戸復興に対する総理の決意をお聞かせいただきたいと思ひます。

○池端國務大臣　まず、先生前段に申されました、このたび専任大臣がなくなつた、これは問題があるのではないかとのお話でございしますが、八月八日の内閣改造の際に私は、村山総理から、もう阪神・淡路の復興は現下最大の急務である、復興の道のりは非常に厳しいけれども、何として

もこの復興を果たすために専任大臣の決意で取り組んでもらいたい、こういう御指示がございました。小里前大臣はまさに獅子奮迅の活躍をされました。この小里大臣の努力に負けないように、私も全力を挙げて全力投球で取り組んでいるところでございます。

幾つかの問題点、御指摘がございします。仮設住宅の問題等々についても、今後とも厚生省と十分協議をしておいてまいりたい、こう思つております。

それから、最後にお話ありました新しい住宅地震災共済保険制度の創設の問題でございます。これは県からも御提案があると十分承知をしております。これは貴重な御提案だというふうな受けとめております。さらに、十月三十日の阪神・淡路復興委員会の下河辺委員長の談話の中にもこの種の御提言がございします。さらに、防災問題懇談会の提言の中にも、「全国地方公共団体が毎年度一定の額を拠出して積み立てておき、有事に際して被災地の支援を行う基金の制度を創設すること」を検討する必要がある、という御提言もございします。したがって、これらの御提言については、全国的な観点も含めて中長期的な視点から幅広く検討してまいりたい、このように考へておるところであります。

○村山内閣総理大臣　私の決意を聞かれましたので申し上げておきたいと思ひますけれども、担当大臣がなくなつたからといって別におろそかにするわけではございませんし、それはもうこの内閣の最重要課題としてこの阪神・淡路地区の災害復旧については取り組まなきゃならぬというふうな考へております。

現に、私が本部長となつて関係全体を一体とした阪神・淡路復興対策本部というものを設置をして、今取り組んでやっておりますわけです。同時に、今答弁のございました国土庁長官を復興の担当大臣として指名をして、そして取り組んでもらつておりますし、復興委員会というものを設置をして、その復興委員会には兵庫県知事やら神戸市

長にも入つていただいて、そして、地元の意見も十分反映できるような仕組みの中で復興計画をつくつて、それを最大限尊重して、これからも内閣一体となつて全力を挙げて取り組んでいく。

私は、この阪神・淡路地区がどう復興されていくかということは、これから日本の全体にとつていかにして安全で安心して過ごせるような町づくりをするかという一つのやはり模範になるというふうな位置づけをしてこれから取り組んでいく必要があるというふうな考へておりますから、内閣が全力を挙げて取り組む意思には変更はございません。これから一生懸命やるつもりでございます。

○赤羽委員　どうもありがとうございます。被災者の生活再建に光を当てて全力で取り組んでいただけることを要望しまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○左近委員長　赤羽一嘉君の質疑は終了しました。

佐藤茂樹君。

○佐藤(茂)委員　新進党の佐藤茂樹でございます。私は、赤羽議員のように兵庫県が地元ではありませんが、今回の震災のときに、総理よりはちよつとおられましたけれども、現地にトラック二台の救援物資を持って運んでいきました。道が十一時間半ぐらいかつたわけですが、それでも、それで行き着いた本山第二小学校というところで、当時まだ校舎の中には入れなくて、テント生活、また、たき火生活をされておられた被災者の方が多い中で懇談をさせていただきました。そのときに、政治家として来られたのはあなたたちが初めてで、そういう話から、最後に帰るときに言われたのが、これから政治や行政が何をやるか、しっかり見させてもらう、そういう被災者の声を聞いて帰つてきたわけでございます。

そういう意味から、今回の法改正論議というのは、もちろん復旧、復興も当然大事なんですけれども、

ども、あのときの阪神大震災の教訓をいかにこの次の法改正に生かしたのかということが非常に問われていると思います。地元の神戸新聞でも先日の二十四日のこの委員会の審議を非常に大きく取り上げられるなど、被災された方々また住民は大きく注目しておりますし、国民の皆さんも、災害時の危機感に立ってこの我々の法案審議を注目しているのではないかと、そのように思うわけでございます。

私も新進党は、先ほど赤羽議員も紹介しましたように、三千三百四の自治体にアンケート調査をしたのを初め、二百時間に及ぶ熱心な討論の末にこの新進党案の提出まで至ったわけでございす。それに対して、私がお見受けするところ、一月、二月のころは総理も災害対策に大変力を入れておられたわけでございすけれども、今回のこの法改正の過程での総理のリーダーシップや意気込みというものが何となく、確かに公務は御煩多だと思ふのですが、何となく意気込みやリーダーシップが感じられなかったというのが私の率直な実感でございます。

現実には、具体的には総理の私的諮問機関である防災問題懇談会の提言を受けて今回の閣法が提出されてきているわけでございすけれども、ここに防災問題懇談会の十八人の委員の方々が一応お名前を挙げられておりまして、ある意味で言えば、民間の発想を広く生かしたという点では非常に意味があるわけでございす。しかし、どれほどすぐれた見識をお持ちの方でも、今回、国の最高責任者として、当事者として災害対策には当たられてこなかったわけでございまして、その災害対策に当たられたのはいわば最高責任者としての総理であるわけでございす。

そういう意味から、今回の防災問題懇談会の私的諮問を与えられたその最初の段階あるいは最後の段階で総理の最高責任者としての反省ある教訓というものがどういうように生かされているのか、まず最初に具体的ににお聞かせ願いたいと思ひます。

○村山内閣総理大臣 先ほど申し上げましたよ

うに、阪神・淡路の大震災について、まずやはり反省しなければならぬ点は初動の対応だと思ひます。初動の対応というのは、先ほど申し上げましたように、正確な情報をどうして把握するかということがやはり一番大事だ。同時に、正確な情報を把握した上で緊急に対応できるようにすること。同時に、先ほどもお話ございましたように、縦割りではばばらでやるのではなくて、内閣が一体となって取り組むというために、関係省庁の担当者が全部官邸に集まって、そしてそこでお互いに連携をとり合いながら総合的な対策がとれるような仕組みというものを十分考えていく必要があるというふうに考えてやっています。

そして同時に、こうした災害が起こった場合に広域的に協力し合うという体制、同時にまた、お年寄りやあるいは体の不自由な方もおられるわけですから、そういう方々に対する対応をどうするかといったような問題も十分反省点として挙げていく必要がやはりあるのではないかと、このように考えて、そういうものも問題について防災問題懇談会でも議論をしていただきました。その議論の答申もいただき、同時にいろいろな方々の意見等も聴取しながら総合的に判断をして今度の改正案を出しているわけでありますから、阪神・淡路大震災の教訓にあらゆる問題点で学んで、その反省の上に立って今度の改正案が出されておるといふふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○佐藤(茂)委員 時間がないので、今のに関連して一点だけ。

例えば、防災問題懇談会が最初に開催されたときに、今おっしゃったようなことを総理が具体的に指示されたのですか、どうですか。その辺だけ簡潔にお答え願ひたいと思ひます。

○村山内閣総理大臣 防災問題懇談会に対して最初に私が出てあいさつを申し上げましたけれども、そのときに、今回の大震災に対していろいろな問題点が指摘をされております。初動における対応のおくれあるいは情報収集の問題点等々、今

申し上げましたような点を申し上げまして、あらゆる角度から緊急に対応できるような災害についてのまとめをぜひしてほしいというふうに申し上げて、お願いしたところでございす。

○佐藤(茂)委員 そこで、内容について二点ほどお聞きしたいのです。

今回の政府案の非常災害対策本部なのですけれども、現地対策本部を置くという以外は現行法に全く手をつけていない、そういう法案になっておるわけですが、私たちの新進党の考え方からすると、初動の迅速性という点と、もう一つは、総理の災害のときのリーダーシップの発揮という二点で非常に問題があるのではないかと、そのように我々は考えておるわけでございす。

政府案によりまして、前回の委員会でも私は質問したわけですが、緊急対策本部の設置基準というのが非常にあいまいで、政府案の売り込み文句というのは、緊急災害対策本部の設置要件を緩和している。ところが、現実にはなかなか設置されにくいのが政府案の緊急災害対策本部でございます。

具体的に申し上げますと、総理は本会議の答弁で、緊急災害対策本部は、どういふときに設置されるのかというと、阪神・淡路大震災級の大規模災害についてはこの緊急災害対策本部を設置して対応する、そういうような趣旨の御答弁をされております。それを受けて、当委員会でも私の質問に国土庁長官及び防災局長は、過去においては阪神・淡路大震災級の大規模災害というのはほとんど例がなく、大正時代の関東大震災ぐらいだ、そのように答えられたわけですが、

これはどういふことかという、緊急災害対策本部の設置要件を緩和して機動的にしたという割には、統計的に見て七十年に一度やってくるかどうかという大規模災害を想定されているのが政府案の緊急災害対策本部であって、それ以外の非常災害については、すべて現行の非常災害対策本部を設置して災害応急対策を推進する、そういう形をとることになっているのがこの政府案でして、

もちろん、現行どおりですから、本部長は国務大臣が非常災害対策本部の長になる。

そういうことからいって、非常災害が起こった際には、国民の生命と財産を守るといふ総理のリーダーシップというのが非常に不明確で、国民は、非常災害時には総理のリーダーシップのもとに災害応急対策の確に、かつ迅速に推進されたいことを期待しているにもかかわらず、その期待にこたえていないのではないかと、そういう危惧があるわけでございす。非常災害対策本部における総理のリーダーシップの発揮について、総理の御所見をお伺ひしたいと思います。

○村山内閣総理大臣 非常災害対策本部あるいは緊急災害対策本部をどういふふうな基準でもって設置するかという問題はありますけれども、これは、私は、やはりケース・バイ・ケースで判断をして、そして緊急にその事態に対応できるような対策本部を設置することが必要だといふふうに思っておりますから、そういうふうに御理解をいただきたいと思ひます。

国務大臣を非常災害対策本部の本部長に充てる、こういうことになっておりますけれども、これは、先ほどから申し上げておりますように、内閣で決めてやるのですから、決めた以上は総理大臣に最高の責任があるといふことは当然のことなのであつて、私は、やはり閣議で決めて、そして非常災害対策本部を設置して、そしてその担当大臣もちゃんと決めてやることの方が、より内閣としての一体感が出てくるのではないかと、このように思ひます。より総理大臣のリーダーシップも発揮できるのではないかと、このように考えています。

○佐藤(茂)委員 時間がないので余り突っ込んでできないのですが、関連して一点だけ御確認したいのです。

今回、一月十九日に緊急対策本部という、災対法のどこを読んでも出てこない、そういう本部が閣議決定によってつくられました。

これではどう見ても対応が非常に難しい、そういう場合には、今回の政府案にありますが緊急災害対策本部にばつと移行されるのか。やはりなかなか難しい点もあるので、今回のように、法律に基づかない緊急災害対策本部を設置されて対応されるのか、簡潔にお答え願いたいと思います。

○村山内閣総理大臣 先ほど答弁申し上げましたように、今回の阪神・淡路大震災の際には、布告をして物価統制などをする必要があるのかないのかというふうなことを考えた場合に、その必要はないというふうには私は判断したわけです。そういうことがなければ、緊急災害対策本部というのは設置されないわけです。したがって、それではやはり対応できないというので、緊急に閣議で決めて、そして緊急対策本部を設置して、私が本部長になって、そして全閣僚を本部長にして、内閣一体となって取り組んできた、こういう経緯があるわけです。私はそれの方がやはりよかったと思っております。

ですから、今度の法改正の中では、布告をする必要はなくとも緊急災害対策本部が設置できるように変えていったわけです。より現状に対応して、機敏に弾力的に、内閣一体となって対応できるという仕組みに変えたというふうに私は思っております。

○佐藤(茂)委員 あと若干の時間がありますので、もう一点だけお聞きしたいのですけれども、今回の五十三条の改正によって情報ルートが非常に多様化、多層化する。具体的には、市町村も都道府県も、そして指定行政機関もそれぞれ、非常災害の場合には、災害のそのときそのときの規模を掌握して報告しなければならぬというふうなシステムになっているがゆえに、非常に大量の情報がいろいろなところから官邸にやってくる。この法改正に伴ってそういうことが起こってくるわけですか。

そういう観点からして、二月二十一日に閣議決定で、当面の措置について出したというふうに冒頭で総理が御答弁されましたけれども、我々は、

あれを見た限りでは、やって当たり前の措置ばかりで、どうも間に合わせの策ではないかという感じが強いわけです。

これから本当に、今回の五十三条の改正によって大量にやってくる情報の処理、また情報の受けとることから考えて、官邸のハード面だけの対策ではなくて、総理を補佐する相当数の、司令官とか、また事務スペースあるいは事態を想定したマニュアルとか、想定外の難問にしっかりと臨機応変にこなえられる人材を、総理のもとに日常的に訓練された人間を置いておく必要があると考えるのです。そういう面も含めまして、ソフト、ハードの両面から、官邸をこれから将来にわたってきちつと強化していける意向があるのかどうか、総理にお尋ねしたいと思います。

○村山内閣総理大臣 後段の部分から答弁したいと思っておりますけれども、いろいろな提言も出ておりますから、そういう専門家を養成していくということは必要だと私も思っておりますから、そういう取り組みは今後もしていきたいというふうに思っております。

それから、五十三条ですけれども、市町村が県を通じて情報を伝達するというところに前提としてはなっているわけですが、市町村から県の方に情報の連絡ができないという場合には、これはもう官邸に、総理大臣のところに直接情報の連絡をしてもらうというところは当然であって、県に連絡できないからもうどこにもせぬでいいんだというふうなわけにはいかぬと思うのです。私は、その方がより合理的であるし、情勢に対応して情報の収集ができるのではないかとこのように思っております。今度の改正は、ある意味では当然ではないかというふうに思います。

○佐藤(茂)委員 限られた時間の中で、総理のリーダーシップという点に限って質問させていただきます。

今後とも、まだ被災は続いておりますので、リーダーシップを発揮して復旧・復興対策に力をお入れいただくことをお願いしまして、質問を終

わらせていただきます。ありがとうございます。

○左近委員長 佐藤茂樹君の質疑は終了しました。

○穀田委員 総理にお聞きします。

災害対策基本法の三条には「防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。」ということと国の責任を明記しています。その中で「国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を」ということで書かれています。

先ほど、あらゆる角度から阪神大震災の教訓を学んで、こうありました。しかし、今度の災害対策基本法の改正の中で、ここにありますが基本的な基本とすべき——今お話のあった災害応急対策は確かに随分書かれています。しかし、災害予防という角度からの内容は極めて不足しているのではありませんか。その見解をお聞きしたいと思います。

○池端國務大臣 災害の予防についても、改正点では第八条の第二項におきまして、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、国及び地方公共団体が特に実施に努めなければならない事項として、委員御案内のように、地方公共団体の相互応援協定の締結の促進、自主防災組織の育成、ボランティアの防災活動の環境整備、国民の自発的な防災活動の促進に関する事項、あるいは高齢者、障害者等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置、さらに、海外からの防災に関する支援の受け入れに関する事項等を明記しているところがございます。これらの規定に基づき各般の具体的施策を講じてまいる。これによって災害の予防を積極的に図ってまいりたい、このように考えておるところでございます。

○穀田委員 今お話ありましたけれども、中身をすべて読んでみますと、やはり、ハードの面を含めていろいろ書いてはありますけれども、この災害対策基本法の中身にあるような、またかつて

議論されてきた法制定と従来の法改正の議論の際に指摘されてきた内容からすると、極めて不十分と言わざるを得ないと思えます。

一九六一年の三十九臨時国会の衆議院地方行政委員会での質疑では、こんなふうに意見が出ています。災害時の応急対策に重点が置かれ、災害予防の面が軽視されているのではないかと、こういうふうに議論がありました。そして、その結果、審議の中で附帯決議つきで修正可決されたわけですが、その附帯決議は「政府は、災害の未然防止のための、長期的、効果的な計画の樹立と推進に努め、災害の原因を根絶するよう万全の措置を講ずること。」

今ありましたように、私は災害の原因を根絶するという角度から見た場合に、今お話のあった内容は極めて不十分であると思えますが、その点はいかがですか。

○池端國務大臣 先生御指摘のように、災害から国民の生命、身体、財産を守り、国土を守るということは国政の基本でありますから、そういう点については、国政全般にわたって十分、日常的にその対策を講じていかなければならない、こういう基本的な立場に立ちつつ、先ほど申し上げました事項について今度の改正案でうたっておるところでございます。基本的に先生のお考えに食い違いはない、こういうふうに思っております。

○穀田委員 私は、考えに基本的食い違いはないというふうに思わずに、やはりちよつと不十分だなと率直に思うわけです。つまり、応急対策の問題について言うならば、極めて具体的に書かれているが、具体的に今お話ししましたように、さらに一九六二年にも改正されましたが、その際にもやはり「災害の原因を根絶するよう万全の措置を講ずべきである。」と再び述べているのです。

私は、ちょうど一月十七日、ロサンゼルス、ノースリッジ地震の一年報告の中でそういう問題が書かれているのを見ますと、「地震の直後に」という文書が出ています。それを見ますと、ノースリッジ・レンダ地震は、地震への準備をするこ

とによって危険を大幅に減らすことができることを証明した。いわば予防がどれだけ大切かということ、それが重点で成功したということ誇っているのですね。そういう角度から見た場合には、災害全般の基本的施策として国政全般にやっているのだというのじゃなくて、今度の具体的法令の中にどう書き込まれているのかということについて言うならば、極めて不十分だと私は改めて申し上げておきたいと思ひます。

時間がありませんから、最後に一つだけお聞きしたいと思ひます。

先ほどもあるありましたように、私は、今の被災者の現状についてどう認識しておられるかというの、極めて出発点において大切だと思ひます。私は予算委員会でもたびたび質問させていただきましたが、こう書いていますね。災対法の話があった、第八条の第三項には、「国及び地方公共団体は、災害が発生したときは、すみやかに、施設の復旧と被災者の援護を図り、災害からの復興に努めなければならない。」こう書いています。その「被災者の援護を図り、」というのは、その被災を受けた時点での救助のみでなく、被災者の生活を立て直すための援助も含むと解釈してこれは当然だと思ひます。これはそうですね。

したがって、今私ども、こういう法令の規定からすれば、今日の被災者の状況というのは、政府や地方自治体によってこの条項どおりの施策が打たれ、生活再建の展望が見えているのだろうか、このことについて実態をどのように認識されているのか、総理にお聞きしたいと思ひます。

○村山内閣総理大臣　あなたが言われるように、何もかも全部というようなことはなかなかできませんけれども、今の制度、仕組みの中で最大限可能な問題、同時に今の制度、仕組みを変えてなおかつやる必要のある問題等については全力を挙げて取り組んできたつもりであります。

例えば、七月に復興に対する取組方針というものを閣議で決めました。この中では、地元の復興計画を最大限に生かしていく、復興計画の前期五

カ年間に於いて、緊急かつ必要不可欠な施策を復興特別事業と位置づけて、そして取り組んでいくわけですね。生活の再建、経済の復興及び安全な地域づくりというものを基本的に位置づけて今事業を進めているわけですね。

特に、今度の平成七年度の第二次補正予算におきましても、この取組方針に基づきまして最大限の復興関連事業等を盛り込んだところでございまして、この中で生活再建のための諸施策として、被災者向け住宅確保対策、被災要介護高齢者等の支援策の充実などで、国費で約四千七百億円に及ぶ経費を計上しているところであります。

こうした施策を円滑に実施することによって、私は一日も早く被災者が生活の再建ができるようにしていかなきゃならぬというふうに思つて、今全力を挙げて取り組んでいるところでありますから、御理解をいただきたいと思ひます。

○穀田委員　私は、すべてやれというようなことを言ったことはまだ一度もありません。そういう話でいくから話がかみ合わないのですよ。私は実態をどう認識されておられるかと聞いたのですよ。どういふ施策をやっているかと聞いたのじゃないのですよ。

そういうふうにおっしゃるから、じゃ聞きますけれども、本当にそういうことが現行の枠内でもしっかりやられているかというのはいろいろあるのですよ。例えばこんな意見もあるわけですね。

災害援護資金の問題にしたって、保証人確保が壁になって申請は見込みの半数だ、こういう実態もあるのですよ。それから、同じく災害用慰金の問題にしたって、家族の問題でいへば払ってもらえない方もたくさんいるのですよ。そういう現行法の枠内だっているような改善の余地がある問題も多々あります。しかし、これを言っているとき間がありませんから、私は意見だけ述べます。

一つは、実態についてよく見ていただきたいというのをもう一度言っているのです。つまり、今いろいろ施策は打たれているけれども、まず、大臣は現行法の中でやれることはやっていると言

うけれども、そうじゃなくて、それ自身で歯抜けがあるものがあるということについて見てほしいということが一つです。例えば、今言った災害用慰金の問題や災害援護資金の問題だつてなかなか借りられない実態があるのですよということなんかも見えていただきたい。そういう事実について私は言いたい。そして今、新聞によりますと、学校やテント村などで避難生活が続ける方々が依然として生活や健康も極限状態にある、こういう方々もおられることも見てほしい。

それから二つ目に、先ほどお話がありました阪神・淡路復興委員会の委員長の下河辺氏は、被災者の人々の希望により自力で住宅を再建することを支援する住宅政策がより求められていることも再考しなければならぬ、こういうことも言っているのですよ。ですから、こういうことも含めて政策的提言を新たに受けていただいて実行もしていただきたい。こういう改善も含めて私は提起したいと思つてゐるのです。

ですから、そういう実態と、それぞれ述べられているさまざまな意見についても、私が今言いましたように、すべてなんて一言も言っていないのです、私は。改善できるものについては、お互いの意見の違いはあるけれども、その実態に基づいて改善しようじゃないか、そのことに基つて被災者の生活を再建するために努力しようじゃないかということをやっているのです。そのことだけ見解をお聞きして、終わります。

○村山内閣総理大臣　私も今ある現行制度、仕組みでやれる範囲のことは最大限やろう、現状に照らしてなおかつ改善の必要があるという点については改善をして、そうした実態に対応できるようにしていこう。ですから、例えば住宅金融公庫なんかにしても、これは二重ローンで非常にお困りになっているという実態があります。したがって、そういう方々に対して、据置期間を延長するとかあるいは利子を軽減するとか、いろいろな今までやったことのないような措置もとって対応しているわけですから、改善できる範囲のものにつ

いては積極的に改善をして現実に対応できるようにしていこう、こういう取り組みをしていることについては御理解をいただきたいと思ひます。

○穀田委員　終わります。

○左近委員長　穀田恵二君の質疑は終了しました。

土肥隆一君。

○土肥委員　御苦勞までございます。もういよいよ最後の質問者で五分しかございません。コマーシャル並みの時間帯ですつと質問を続けさせてもらっていますが、やはり私も地元におります者として、最後に首相に対する質疑と決意をお願いしますと思ひます。

今回の大震災も復興段階に入っているのかな、まだ復旧も十分行われていないような状態の中におりまして、いよいよこれからいよいよ本腰を入れてやらなきゃならぬ。しかも、予算上は毎年の予算に基づいて支出をしていただくわけでございますから、そういう意味で、今回の総理とのやりとりの中でぜひとも決意のほどをお聞きしたいと思つております。

まず、私はこの復旧、復興におきまして一番印象深いのは、阪神・淡路大震災におきまして、復興対策本部のもとではありましようけれども復興委員会が設立されまして、そして復興委員会から十一の提言がなされておりますが、これは非常に震災復興に役に立つ提言だ。これは総理のもとに置かれた委員会でございまして、ぜひともこの線をお守りいただきたい、何度か読んでいただきたい、そのように思つております。特にその中で、政府は復興事業予算の透明性とか執行の弾力性を確保すること、あいまいな予算を組んではいけないということをお聞きしております。

それからもう一つ、現地におきまして一番問題なのは、結局個人住宅をどう確保するかということになりまして、ちよつとみみっちい話ですけども、私がきのうもちよつと参りましたら、もう柱だけの家が残っておりまして、そのままだう一遍それを再建するのですね。それは今の面積や容

積を確保したいからなのです。それは本当に哀れをきかめような家ですけれども、その上に建て上げるというのです。そんなことをやっているわけなのです。それから、もうどんどん建ち上がっているところがありまして、それはほぼ建築基準法違反なのです。四メートル道路も通ってありませんしね。

そうすると、都市計画で待っている住民が見回りをしまして、これは建築基準法上違反じゃないか、こう神戸市に言うわけですね。建築課に言うわけですね。そうすると、建築課は、書面上はもうほとんど建築の許可をおろしてあります、一々見る暇がない。さあ、これは違反建築だから、それを何とか取り締まろう。もう無理なのです。訴えていっても、もう手が出せないのです。みみっちい話ですけども、そういうことが日常的に起こっている神戸市の昨今でございます。ですから、ぜひとも個人住宅を何とか確保する。

先ほど池端国土庁長官もおっしゃいましたけれども、兵庫県が最後に申しました、いわゆる損害保険などを多角的に用いまして、そして個人への住宅の共済制度を考えられないかということ、どうもこれは復興委員会でも十分取り上げられなかった。それから、地元では既に、松本通地区に中島先生という動物病院の獣医さんがいるのですけれども、その人もやはり、松本通地区が連帯して保証人になるから、火災保険にその震災の被害額に見合うものの上乗せ、火災保険料の上乗せをして、地域が連帯して返済するから、そういう火災保険法上の法改正もやってくれないかと、いろいろな地域の知恵が出てくるわけです。

ですから、ぜひとも総理、いわば歴史に残る阪神・淡路大震災を経験した総理大臣、そしてその復興に当たられた総理大臣、もう歴史に残るわけでありまして、その震災を受けた総理大臣であると同時に、復興をどう進めたかという、これは本当に歴史に残る仕事であるわけでありまして、今申し上げたことも含めて、総理の決意のほどをお聞きしたいと思います。

○村山内閣総理大臣 私、ある先輩からこういうことを言われたわけですね。地震というのは、これは自然災害だ。だから、これはもう人事を尽くして、どうにもしようがない。しかし、どう救援をし、復旧をし、復興をするかというのは、これは人災だ。だから真摯に取り組んでやってほしい。こういう貴重な意見も聞かれました。

私はそういう心組みで今取り組んでやっているわけですけども、先ほどお話がございましたように、復興委員会では熱心に御議論もいただき、これは先ほども申し上げましたように、知事も入っていますし、地元の市長も入っておられまして、そして地元の意見も十分反映をしながら、一体となって復興がなされたいという、そういう貴重な提言もいただきました。この提言も真摯に受けとめて、私はこれから復興計画の中で生かしていかなければならぬというふうに思っておりますけれども、現実には地元の皆さんの実態というものを考えた場合に、先ほどからお話がございますように、やはり何とかして早く安定して暮らせる住宅が欲しいという切実な願いがあると思えます。

そういう願いがあつて、個人補償をもっときちっとできるような仕組みというものがあればそれはいいと思えますけれども、今の制度の中では、災害保険に入っているとかなんとかいう程度であつて、そういうものがないわけですから、地震に対する共済保険制度といったものをつくつたらどうかといったような意見もあることは承知をいたしております。しかし、これらを強制的に固定資産税に付加して金をいただくというようなことが果たして全国的にできていくのかどうなのかというようなこともやはり検討する必要があると思えます。これは貴重な意見としてこれから慎重に検討しなければならぬ課題だというふうに私は思っています。

そういう意味で、公的に助成できる分野と自身力でもってやらなければならぬ分野というふうなものややはり決然と検討していく必要があると思えます。

と思えます。同時に、個人的に負担をしなくてはならぬ分野については、もう地震に遭つて家もなくなつて財産も全部なくなつたというふうなものについては、これはどうしようもないわけですね。したがつて、そういうものに対する救援措置というものを、公の力でもってどういふことができるのかというふうなことにしてもこれからやはり真摯に検討しなければならぬ課題であるというふうに私は思っております。この阪神・淡路大震災の教訓に学んで、そして直すところは直して、反省すべき点は反省もして、出直していく必要がある、こういうふうに思っています。

同時に、この復興がどうなっていくかということとは、先ほども申し上げましたけれども、これは災害が多い、特に地震が多発する日本の列島ですから、したがつて国民全体が、地震に強い、安心して安全で生活できる、そういう町づくり、国土づくりというものをどうしていかなければならぬかということとは、ある意味ではこの阪神・淡路地区の復興にかつておるといふふうに私は思いますから、そういう意味で、全力を挙げて取り組んでいきたいというふうに思っていることだけは申し上げておきたいと思えます。

○土肥委員 終わります。

○左近委員長 土肥委員の質疑は終了しました。

○左近委員長 ただいま議題となつております案中、これより内閣提出、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○左近委員長 ただいま、本案に対し、住博司君外四名から、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけ及び民主の会の五派共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。小坂憲次君。災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案（本号末尾に掲載）

○小坂委員 私は、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけ及び民主の会を代表いたしまして、ただいま議題となりました災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、地方公共団体の住民は、みずから災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならないこととする。

第二に、国及び地方公共団体が防災のため実施に努めなければならない事項に、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項、火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項等を追加すること。

第三に、内閣総理大臣は、非常災害対策本部及び非常災害現地対策本部を設置するに当たり、閣議を経ることを要しないこととする。

第四に、緊急災害対策本部員は、国務大臣及び国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てることとする。

第五に、市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができることとする。また、市町村長は、その要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛庁長官等に通知することとができることとする。この場合において、当該通知を受けた防衛庁長官等は、その事態に照

らし、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命等の保護のため、要請を待たないで、自衛隊の部隊等を派遣することができるとすること。

第六に、災害緊急事態に際し、法律の規定によつては被災者の救助に係る海外からの支援を緊急かつ円滑に受け入れることができない場合において、国会が閉会中等のためその措置を待ついとまがないときは、内閣は、当該受け入れについて必要な措置をとるため、政令を制定することができるとすること。

その他、大規模地震対策特別措置法について、災害対策基本法の修正に合わせた修正を行うこと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○左近委員長 以上で修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○左近委員長 これより本案及び修正案を一括して討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案及び住博司君外四名提出の修正案について採決いたします。

まず、住博司君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○左近委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○左近委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○左近委員長 ただいま修正議決いたしました本案に対し、住博司君外四名から、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけ及び民主の会の五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。濱田健一君。

○濱田(健)委員 私は、この際、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけ及び民主の会を代表して、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案に対し、次の附帯決議を付したいと思ひます。

案文の朗読によつて趣旨の説明にかえさせていただきます。

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の諸点について適切な措置を講ずるとともに、その運用に遺憾なきを期するべきである。

一 災害発生時の国の適切な初動対応を確保するため、情報収集体制を強化し、夜間の災害発生にも対処しうる体制の整備に努めること。

二 国及び都道府県は、市町村長が警戒区域の設定等の応急措置を円滑に行うことができるよう、経費等の必要かつ適切な支援を行うよう努めること。

三 非常災害対策本部及び緊急災害対策本部の設置に当たっては、災害応急対策の確かつ迅速に実施するため、当該災害の規模その他の状況に応じる設置基準について早急に検討を行うこと。

四 活動火山周辺地域など二以上の市町村の区域にわたり、警戒区域を設定しなければならぬ災害が生じるおそれのある地方公共団体においては、必要に応じ、あらかじめ相互応

援協定を締結する等により協力体制の整備、充実に努めること。

五 非常災害時において、中央防災会議の委員に対する情報連絡体制を整備するとともに、中央防災会議と緊急災害対策本部等との連携を保ちつつ、実効ある緊急措置を円滑に行うよう努めること。

六 自衛隊による災害応急対策を円滑に行うため、災害派遣を命ぜられた自衛隊の活動に伴う負担については、財政的にも所要の配慮を行うよう努めること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○左近委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○左近委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、国土庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。池端國務大臣。

○池端國務大臣 災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま全会一致をもって修正議決されましたことを深く感謝申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見や、ただいま議決になりました附帯決議の趣旨を十分に尊重してまいれる所存でございます。

ここに、委員長初め委員各位の御指導、御協力に對して深く感謝の意を表し、ごあいさついたします。どうもありがとうございます。(拍手)

○左近委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○左近委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○左近委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後七時二十六分散会

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち災害対策基本法目次の改正規定中「第二十八條の六」に「」の下に、「第百九條」を「第百九條の二」に「」を加える。

第一条のうち災害対策基本法第二条第九号の改正規定中「第二十八條の六第二項」を「第二十八條の三第六項及び第二十八條の六第二項」に改める。

第一条中災害対策基本法第五条の次に一條を加える改正規定の次に次のように加える。

第七條第二項中「住民は、」の下に「自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等」を加える。

第一条中災害対策基本法第八条第二項の改正規定及び同項第十一号を同項第十五号とし、同項第十号を同項第十四号とし、同項第九号の次に四号を加える改正規定を次のように改める。

第八條第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第十一号を同項第十八号とし、同項第十号を同項第十七号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同号の次に次の五号を加える。

十二 地方公共団体の相互応援に関する協定の締結に関する事項

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

十四 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置に関する事項

十五 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項

十六 被災者に対する的確な情報提供に関する事項

第十八条第二項第八号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項

第八条第二項第七号を同項第八号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項

第一条中災害対策基本法第二章第三節の節名の改正規定の次に次のように加える。

第二十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第一条のうち災害対策基本法第二十五条に六項を加える改正規定のうち同条第八項中「及び第三項」を削る。

第一条のうち災害対策基本法第二十八条の次に五条を加える改正規定のうち同法第二十八条の第二項中「かわらず」の下に「閣議にかけて」を加え、同条第二項中「及び第三項」を削り、同法第二十八条の第三項中「国務大臣」の下に「並びに国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する者」を、同条第八項中「組織として」の下に「閣議にかけて」を加える。

第一条中災害対策基本法第六十五条に一項を加える改正規定の次に次のように加える。

第六十八條の次に次の一條を加える。
(災害派遣の要請の要求等)

第六十八條の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、自衛隊法第八十三條第一項の規定による要請(次項において「要請」という。)をするよう求めることができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛庁長官又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛庁長官又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八條に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第一条中災害対策基本法第七條及び第八條の改正規定の次に次のように加える。

第八章中第九條の次に次の一條を加える。

第九條の二 災害緊急事態に際し法律の規定によつては被災者の救助に係る海外からの支援を緊急かつ円滑に受け入れることができる。

い場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがないときは、内閣は、当該受入れについて必要な措置をとるため、政令を制定することができる。

2 前条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

第二条のうち大規模地震対策特別措置法第六條第一項の改正規定中「第十三條第一項」を「第十三條第六項及び第十三條第一項」に改める。

第二条のうち大規模地震対策特別措置法第十一條第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に一

項を加える改正規定中「国務大臣」の下に「並びに国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する者」を加える。

第二条のうち大規模地震対策特別措置法第十五條の改正規定中「第二十七條及び」を「第二十四條第三項、第二十七條及び」に、「第二十八條の五及び」を「第二十四條第二項、第二十八條の五及び」に改める。

平成七年十一月十五日印刷

平成七年十一月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局